

第2章 緑の保全と緑化の推進

1 背景と役割

(1) 緑を取り巻く背景

①少子高齢化・社会成長の減速化など社会状況の変化

樹林地や身近な緑の周辺環境や利用状況などが変化し、柔軟な対応が求められている。

②環境への関心の高まり

地球温暖化による二酸化炭素吸収源として、また、生物の多様性を保全するため、緑の果たす役割がクローズアップされている。

③都市におけるゆとりの減少

市街地においてやすらげる緑が減少し、緑化スペースの確保が困難になっている。

④開発や相続による緑の減少

規制緩和による開発や相続により多くの樹林地が失われている。

⑤樹林地の未利用による荒廃

長年良好に維持管理されていた樹林地も、担い手不足などによりほんの数年で荒廃する。

草刈、間伐、清掃などの維持管理が不足し、不法投棄の場となっている。

⑥市民ニーズの多様化

レクリエーションの場として緑地を利用したい人、樹林地やまちなかの緑化の維持管理に携わりたい人、活動を通じて交流の場としたい人など、市民ニーズが多様化している。

⑦協働型社会の到来

社会の成熟化が進むに従い、ボランティアなどの協働型社会の時代に移行している。

(2) 緑の役割（必要性）

①千葉市らしさ

市街化区域と市街化調整区域が約半分。緑被地も約半分ある。

市域の中で、台地～平地～川～海と一連の流れが見られ、それを取り巻く豊かな緑。

世界最大級の加曽利貝塚と周辺の樹林地。

②二酸化炭素の吸収・固定による地球温暖化の防止

国の環境施策：温室効果ガス 25%削減への寄与となる。

(2020 年までに 1990 年比で 25%削減)

③水分の蒸散作用などによるヒートアイランド現象の緩和

緑には蒸散作用などで気温の上昇を抑える効果がある。

屋上の緑化・壁面の緑化（緑のカーテン）による都市緑化への取り組み。

④水源涵養、火災の防火帯、安全な避難場所として防災上の効用

気温や風、大気汚染や騒音などの環境を緩和する。

自然災害や火災などの防止や緩和とともに、避難地や避難路となる。

⑤人々にうるおいややすらぎを与えるレクリエーションの場の提供

レクリエーションや、休養・休息のための散策や憩いの場である。

教養・文化活動等さまざまな余暇活動の場となる。

子どもからお年寄りまで地域のコミュニティ活動、参加活動など健全な社会のつながりを促す。

⑥多種多様な生物の生息・生育場所としての機能

緑は様々な生き物の生息・生育場所となる。

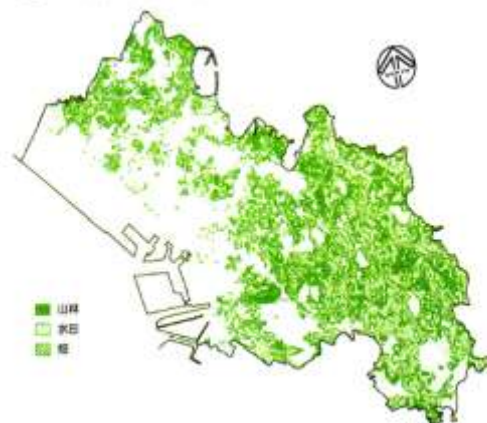
2 現状

(1) 緑の保全の現状

①緑の状況

本市は緑被地（緑化された土地や林野、農地）が市域面積の半分近くを占め、緑被率は、49.2%である。首都圏の大都市においては比較的緑の多い都市といえるが、その大部分が東部の田園区域に偏在しており、市街地の緑は減少している。（平成5年度千葉市緑の現況調査による）

図 23 平成2年（1990年）の緑被状況



(千葉市の地図より)

②千葉市が行っている「緑の保全」のための主な施策

法令や各種条例・要綱等により緑を保全している。公園緑地部局のほか、農政、環境保全部局にわたり、各種施策を展開している。

1. 特別緑地保全地区
2. 近郊緑地保全区域
3. 保存樹木・保存樹林
4. 市民の森
5. 市民緑地
6. 街山づくりプログラム
7. 里山の保全
8. 谷津田の保全

表 平成20年度 緑地保全一覧表（平成21年3月1日現在）

種 別	箇所数等	面積(ha)	備 考
特別緑地保全地区	9	24.4	
近郊緑地保全区域	1	691.6	泉自然公園約 42.4ha 除く ただし、近郊緑地特別保全地区 約 61.3ha を含む
市民緑地	4	5.4	
市民の森	15	36.0	
保存樹林	398	255.5	※箇所数欄は協力者数
里山	3	10.0	
谷津田	11	28.6	
保安林	—	7.5	
計	441	1,059.0	

（２）緑化推進の現状

①緑化推進の状況

緑豊かなまちづくりは、公共施設の緑化だけではなく、民有地の緑化もあわせて進める必要がある。公共施設については、「千葉市公共施設等緑化推進要綱」に基づき緑化の目標を定め、民有地の緑化についても住宅、工場等の緑化目標を定め、総合的に緑化を推進していくこととしている。

②千葉市が行っている「緑化推進」のための主な施策

1. 公共公益施設の緑化推進

緑化率：敷地面積 20%

2. 民有地の緑化の推進

1) 事業所の緑化

緑化率：敷地面積 20 %、(工業系用途地域は 10 ～ 15 %)

工場等緑化協定：1,001 事業者 約 283 ha

2) 住宅の緑化

緑化率：敷地面積 10 % (共同住宅)、高木 4 本／戸 (戸建住宅)

緑地協定：173 地区、約 614.8 ha

千葉市緑化推進協議会：会員数 56 地区

3. 緑化重点地区

市民、行政、企業等が連携して、緑化を積極的かつ重点的に行う地区
(現在 15 か所)

4. 緑化意識の普及・啓発

1) 緑と水辺の基金

緑化意識の普及・啓発、花のあふれるまちづくりなどの事業に充当

2) 機関紙や各種パンフレットの作成

「みどり千葉」などの発行 (年 2 回)

3 課題

(1) 緑の保全の課題

①緑地全体の課題

1. 緑地の減少傾向
2. 緑地の適正な管理
3. 緑を守り育てる人材育成

②都市緑地・特別緑地保全地区・市民の森

1. 公有地化にお金がかかる
2. 維持管理にもお金がかかる
3. 公有地化する緑地がオーソライズされていない

③市民緑地の設置・街山づくり地区計画の实践

1. 市民サイドからの設置要望が少ない (制度の PR 不足等)
2. 官が主導し実践するには、人手と時間を要する

④保存樹林・保存樹木

1. 土地所有者の管理費の増大及び税負担
2. 適正な管理が求められているが十分ではない
3. 隣接する住民の要望に対応する組織が必要
4. 容易に指定が解除できる

⑤里山・谷津田の保全

1. 部局間の連携・情報提供が必要（農政・環境保全・公園緑地）

（２）緑化推進の課題

①緑化推進全体の課題

1. ヒートアイランド、地球温暖化防止への対応
（国の目標：２５％削減への寄与）
2. 緑化推進の普及啓発
3. 緑を増やす人材育成

②市街地の緑が少ない

1. 特に駅前などの緑が少ない

③公共公益施設の緑化が少ない

1. 積極的な緑化が望まれる
2. 財政措置や他部局との連携が必要

④民有地の緑化推進

1. 事業所の緑化
 - 1) 罰則がないため、協議なし、基準以下物件が見受けられる
2. 住宅の緑化
 - 1) 緑地協定締結のメリットが明確でないため、締結数が伸びていない
 - 2) 協定地区以外の住宅地の緑化についての施策が不十分
 - 3) 宅地開発時での戸建住宅の緑化は困難

⑤緑化重点地区

1. 緑化重点地区内の有効な施策を打ち出すことが必要

⑥緑化意識の普及・啓発

1. 果実（利子等）以上の支出があり、基金自体が減少している
2. 新たな緑化意識普及・啓発の手法が必要

4 基本理念

以上、千葉市における「緑の保全」と「緑化推進」の背景や、現状と課題等を整理し、検討を重ねた結果、今後の「緑の保全」と「緑化推進」のあるべき姿として、次のとおり「基本理念」を掲げたい。

さらに、これらの「基本理念」の実現に向かって、達成の指標となる長期的な数値目標を設定し、各種の具体的施策を展開することにより、豊かで健康なライフスタイルを送ることができるまちづくりを目指すものである。

基本理念：

良質な緑のある快適な都市環境の中で暮らせるまちづくりを実現する

緑の保全の基本理念

首都圏の大都市一の緑豊かなまちづくりを実現する

緑化推進の基本理念

まちなかにいても、緑の豊かさを感じられるまちづくりを実現する

5 数値目標

緑の保全の数値目標

市域の半分以上を緑で覆われた緑被率50%以上のまちづくりを実現する

緑被率50%以上

緑化推進の数値目標

人がこちよいと感じる緑視率25%以上の街づくりを実現する

緑視率25%以上

※ 緑被率：区域に占める緑被地の割合。緑化地（樹木地・灌木地・草生地）、林野、農地等を指す

※ 緑視率：日常生活の実感として捉えられる緑の量として、視野に占める緑の割合

6 実現のためのアクションプラン

最後に、「基本理念」を実現するための具体的施策として、次のとおり「緑の保全」と「緑化推進」あわせて10のアクションプランを提言する。

(1) これからの「緑の保全」と「緑化推進」に向けた10のアクションプラン

①緑の情報発信基地（森のセンター）の開設

1. ボランティア団体の拠点基地とする（(仮称) 森のセンターの開設）
2. 樹林ボランティアの養成講座を開設する
3. 子どもたちの「木育（もくいく）」の場となる
4. 現地での大学との連携による公開講座などを開設する

②協働参加対象となる「身近な緑」のきめ細かな情報提供

1. 「街山づくり」を活性化させる
2. 緑の保全サポーター（仮称）による保存樹林の草刈・ごみ拾いを行う
3. 保存樹林マップを作成し、住まいの近くの情報発信をすることにより人材を募る

③「千葉市から緑でCO2を減らそう」キャンペーンの実施

1. 緑豊かな本市の特長を活かし、CO2削減のキャンペーンを実施する
2. 緑の保全や緑化推進に対して積極的な企業を紹介、PRする

④「緑の診断書」を駆使した、貴重な樹林地の保全

1. 緑は「量から質へ」とニーズが変化している
まずは緑の診断を行ってから対策を検討する「(仮称) 緑の診断書」
2. 地権者の意見を聞く協議会を設置する

⑤さらなる財源確保と、寄附金の使途を「緑化・緑地保全」目的へ優先使用

1. 縄文の森など用地確保の基金を創設する
2. 市内の企業との連携による寄附を募る（商品の1～2%）
3. 緑税の導入を検討する
4. 目的を明確に寄附していただく（結婚や誕生などのメモリアルや記念樹の植樹など）

⑥「通りごと」の街路樹の管理方針の明確化

1. 街路樹のあるべき本来の姿を市民に示す
2. 市街地を中心とした緑化方針の作成
3. 人々が緑が多いと感じる緑視率25%以上を目指す
4. モノレールからの景観向上（屋上やテラス、モノレール柱を緑化）

⑦ボランティアによる小中学校の校庭の芝生化

1. 小中学校や保育所等にアンケートを実施し、芝生化に対して積極的なところから試験的にすすめる
2. 維持管理には自治会や保護者等のボランティアを活用する

⑧全ての公共施設における緑のカーテンの実施

1. 既存の公共施設の取り組みをさらに拡充し、公共施設における緑のカーテン（壁面緑化）の実施を目指す
2. 行政の積極的な先導による PR

⑨街なかの小さな公園や公共スペースの地元管理

1. 狭小公園や街路柵の一部を緑化スペースとする
2. 地元でルールを決めて、地元管理とする
3. 空地のコミュニティガーデン化を図る
4. 郷土の草花の PR など、特色ある花壇を設置する

⑩ボランティア団体に対する積極的な表彰

1. 優良な緑化事例の表彰に加え、緑に関するボランティア団体に対する表彰を拡充する
2. 表彰により緑化推進事業自体の PR となる
3. 屋上緑化や壁面緑化を行っている企業を積極的に表彰する

（２）施策の実施にあたって重要な視点

これら施策の実施にあたっては、市の取り組みだけでなく、市民やNPO等各種団体、企業との連携や今後の人材育成（ヒト）が重要な課題である。

また、事業を実施するには市の予算、団体等の活動資金の確保（カネ）や、ボランティアのための情報収集や活動拠点となる場所（モノ）も必要不可欠である。

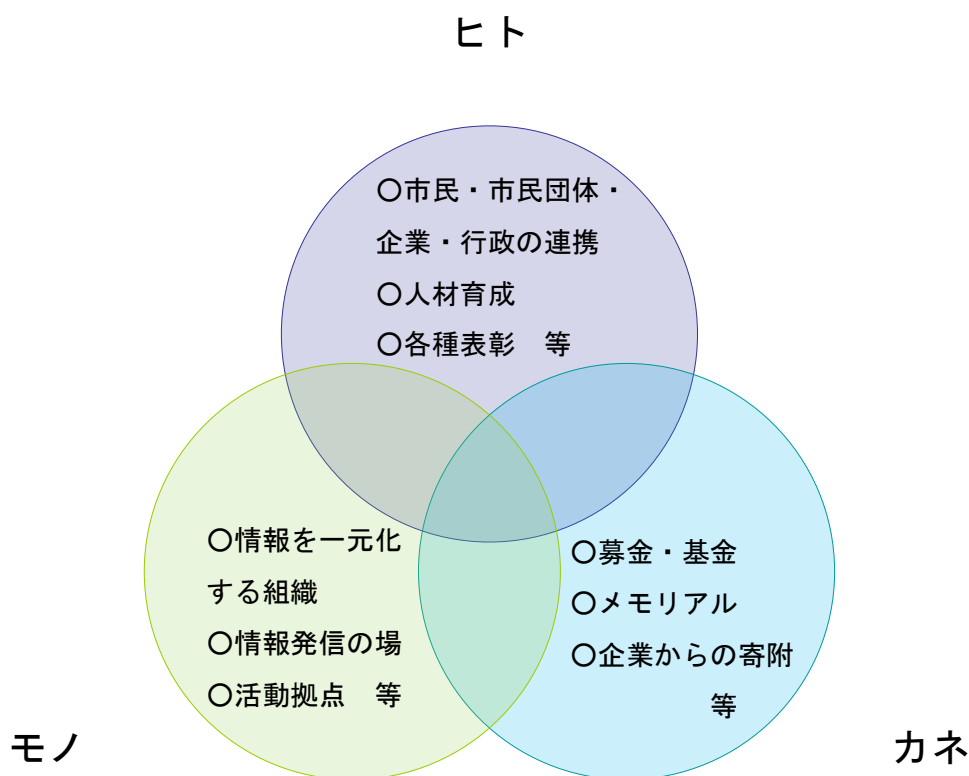
そこで、「連携を強化し、協働のしくみを開発する」ことを戦略として掲げ、より実効性の高いアクションプランを実施していくべきである。

千葉市都市緑花懇談会の共通テーマ： 連携・協働

⇒

戦 略

市民・市民団体・企業・行政の連携を強化し、協働のしくみを開発する



これらの「緑の保全」と「緑化推進」のための施策は、森林の木々から街路樹、まちかどの草花まで、生きた植物を対象にしていることから、成果は一朝一夕に表れるものではない。

しかし、事業のひとつひとつは小さな取り組みであっても、市民・市民団体・企業・行政がそれぞれの役割を分担しながら協働で取り組むことにより、本市の貴重な緑を次世代の子どもたちに残し、緑豊かなまちに住んでいると実感することが可能になる。